

万延元年関東取締出役の相模湾津留政策

早田旅人

万延元年関東取締出役の相模湾津留政策

早田旅人*

はじめに

安政六年（一八五九）六月、江戸幕府は神奈川・長崎・箱館を開港し、米英蘭露仏との貿易を許可することになった。開港後、万延元（一八六〇）年七月（太陽暦）の横浜港の様子を『ニューヨーク・タイムズ』は次のように伝えている。

一時的ではあるが、日本政府と英仏両政府との間に活発な商取引が行中だ。約三〇〇〇頭の馬が購入され、中国戦線へ送られている。当然、大量の糧秣が必要となり、その糧秣や軍隊用のパンの原材料などが船に積み込まれている。（中略）現在、港には船が一〇隻以上停泊しているが、ほぼ半数は連合軍政府の兵站局がチャーターした船である。（中略）今、東洋の海運業界は未曾有の活況を呈している。何か月も遊休状態に置かれ、船主に莫大な負担をかけていた船が今では大いにかせぎまくっている。¹⁾

当時、中国大陸では清と英仏連合軍の間でアロー戦争が展開されていた。横浜から運ばれる馬や糧秣などは、この戦争に向けた輸出物資であった。

熊澤徹はこの記事を紹介するとともに、軍用馬の輸出をめぐる幕府と英仏当局者の交渉過程を明らかにし、日本が列強にとって兵站基地としての軍事的役割を果たしていたことを指摘した。²⁾

ただ、この記事からもわかるように、横浜からは馬だけでなく、馬の飼料や食糧となる大量の穀物（大豆・小麦）が輸出されていた。万延元年には横浜から四六三三トンもの雑穀が輸出されており、³⁾横浜港の後背地にあたる相模国は少なからぬ影響を受けたであろうことがわかれる。

そこで、本稿では、開港・アロー戦争にもなう横浜からの雑穀輸出が地域に与えた影響の一つと考えられる、関東取締出役の相模湾津留政策を検討する。後述のごとく、この津留は万延元年冬ころから翌文久元年（一八六一）秋まで確認できる。管見の限りこれまでこの津留の存在は知られておらず、これを検討した研究はない。

また、幕末・開港期の関東取締出役については、これまで外国人遊歩地域設定と尊攘派浪士の横行にからんだ治安政策や、情報収集が研究されてきた。⁴⁾しかし、開港の影響に対応した関東取締出役による流通・物価統制などの経済政策は、本稿で検討する津留を含めて触れられていない。そこで、本稿では関東取締出役の津留政策に関する史料を紹介するとともに、

* 平塚市博物館

その政策意図や展開過程を検討し、当該期の関東取締出役研究の豊富化にも寄与したい。

主たる検討対象とする史料は、相模国大住郡須賀村（平塚市）の村役人浦田家に残された『御用留』⁽⁵⁾である。本稿で出典註記のない史料の引用は、すべてこの史料からの引用である。須賀村は相模湾河口右岸に位置し、戦国期以来、相模川・相模湾水運の結節点として栄えた。⁽⁶⁾天保期には四五二軒の家数があり、これは同時期の平塚宿・平塚新宿を合わせた数より多く、現平塚市域に存在する宿村のなかでは最大の村であった。支配は天保一四年以降、幕府領から小田原藩領になった。

一 横浜開港と関東取締出役・穀物流通

1 開港期の関東取締出役

(1) 治安政策

文化二年（一八〇五）に設置された関東取締出役は、当初、廻村を通した悪党・無宿人の逮捕を任務としていた。また、文政一〇年（一八二七）に改革組合村が組織されると、祭礼簡素化等の風紀取締・儉約奨励、農民教諭、農間渡世調査による村方商人の把握・統制、村の荒廃や奢侈化の抑止をはかる物価統制など、その任務を拡大していった。⁽⁷⁾

その後、天保期には百姓一揆を誘引する米価高騰の抑制、米価高騰に結びつく酒造の抑制、さらに困米の奨励など、一揆騒動抑止を念頭に置いた経済統制を展開させ、職掌をさらに拡大させていった。⁽⁸⁾

このような職掌の拡大と意味の変化の延長上に、開港期の関東取締出役の政策が展開される。その顕著な政策が治安政策である。

安政六（一八五九）年六月の横浜開港にともない、横浜周辺には外国人

の居留地・遊歩地が設けられた。遊歩地は「六郷川筋を限り最寄十里之内」⁽⁹⁾と定められ、この地域を外国人が遊歩するようになった。しかし、このことが尊攘派浪士による外国人殺傷事件を誘発し、諸外国から激しい抗議を受けた幕府は、その対策に迫られた。

そこで、幕府は横浜に開門・番所を設置し、万延元年（一八六〇）二月には関東取締出役を保土ヶ谷宿に常駐させた。そして閏三月、関東取締出役の指揮のもと「別段御取締」⁽¹⁰⁾として、多摩川・鶴見川・相模川の渡船場・橋、東海道・矢倉沢往還・中原街道の交通の要所などに見張番屋が設置され、尊攘派浪士や不審人物を取り締まった。⁽¹¹⁾

関東取締出役の設置当初の活動は、治安維持・経済政策として展開されていた。その目的は身分統制であったと考えられている。⁽¹²⁾しかし、開港期の関東取締出役は、外国人の遊歩と尊攘派浪士の横行という状況のなかで、その活動のもつ意味の比重を、身分統制から「別段御取締」といわれる治安維持へとシフトさせていったと考えられる。

(2) 米価政策

開港期の関東取締出役は米価対策もおこなっていた。万延元年一〇月一五日、米価の高騰の要因となるせり買人の取り調べが関東取締出役より申し渡された。

史料1

当節米価案外引上候二付、追々人氣騒立、世上不穩弥以御取締筋二相拘り、不埒之段其筋より御沙汰も有之、右は今以在町ニもせり買等致候者有之趣相聞、御組合村々之内、農間渡世ハ勿論、せり買等致候者とも有之候ハ、地頭姓名并其者之名前取調、早々当寄場迄御申越可被成候、

一当組合内村々馬持共、米穀高直二付、駄賃百文二付拾六ツツ、増せん致度旨願出候二付、伊せ原・田村両組問合之处、右両組ニおゐてハ壹割増聞濟遣し候趣被申越、然上者当組合内之儀も取計方可有之候得共、先者各々方之思召ヲ承り合、其上儀与存候間、否御返書可被下候、以上

(万延元年)
申十月十五日

厚木町
役人¹³⁾

ここでは「当節米価案外引上候二付、追々人氣騒立、世上不穩弥御取締筋二相拘り」とあるように、米価高騰により世情不安が引き起されること懸念されている。そこで、関東取締出役は米価高騰の原因になるせり買人の調査を命じた。後述する相模湾の津留が開始される前後の時期であり、この時期、穀物価格の高騰が関東取締出役に対策を迫る問題となっていたことがわかる¹⁴⁾。

また、文久元年（一八六一）七月六日には、関東取締出役が穀物渡世の者へ米価引下げを申し渡している。

史料2

此節米価追々引上候趣ニ相聞、右者畢竟照統候故、田畑旱損も可致と之見越を以相場引上候義ニ可有之、以之外之至ニ候、元来在方穀屋共義、仲間組合等之定も無之候二付、可成融通も出来候もの者、他之相場ニ不拘、貧民救助之心得ニ而下直ニ売買可致候、万一右体安売致候を同渡世之者より彼是故障致、無謂直段引上、亦者買べ候もの共召捕、御奉行所江差出候条、心得違無之様寄場宿村者勿論、組合村々穀物渡世之もの共江、不洩様大小惣代・寄場役人共厚申諭、相場引下方精々

世話致、若不取用もの者内密可被申聞候、右者今般御奉行所より御沙汰ニ付申達候条、無等閑可相心得候、此廻状寄場下令請印、刻付を以早々順達、留り村より太田源助方江可相返候、以上

(文久元年)
西七月六日

関東取締出役¹⁵⁾

この年の七月はまだ相模湾の津留期間中である（後述）。日照りが続き、米価高騰の兆候が見出されたことから、穀物商に「貧民救助之心得」で米価を引き下げよう求めている。

以上のように、開港期の関東取締出役は米価引き下げを内容とする物価政策を実施していた。これは天保期以来の飢饉・物価対策・経済政策の延長ともいえるが、「追々人氣騒立、世上不穩弥御取締筋二相拘り」とあるように、当該期の世情・政情不安を背景に、先述の「別段御取締」を念頭に置いた治安政策の一環でもあったと考えられる。

2 横浜開港と穀物流通

開港により、万延元年（一八六〇）にはアロー戦争の兵馬飼料として横浜から四六三三トンの雑穀（大豆・小麦）が輸出され（先述）、穀物価格の高騰をもたらした。史料1のせり買人の取り調べも、後述する関東取締出役による穀物の津留もこの穀物価格の高騰を受けての命令といえる。

また、穀物だけでなく、生糸・茶・銅・水油なども輸出され、開港を契機に穀物価格を含む諸物価が高騰した。当然ながらこの時期、関東取締出役以外でも穀物価格高騰への対策をおこなっている。

最も著名なのが、万延元年（一八六〇）閏三月一九日に幕府が出した五品江戸廻送令である。水油・雑穀・生糸・蠟・呉服の五品の地方から横浜への直送を禁止し、江戸を経由して貿易することを命じた。開港により江戸市中への入荷が激減し、江戸の物価が高騰したことが発令の理由とされ

ている。さらに幕府は、同年一月に「米麦者外国人江猥ニ売渡候儀難成
筈ニ候間、米麦粉類並も同様たるへき処、右品是迄売渡候者有之趣ニ相聞
如何之事ニ候、向後者米麦同様相心得、交易品ニ取交売渡候儀者致間敷」⁽¹⁶⁾
との触れを出しており、米麦とその粉類の外国人への売却を制限した。な
お、この触れの存在は、当時、米麦やその粉類の外国人への売却が横行し
ていたことを物語っているといえよう。

また、彦根藩では、万延元年（一八六〇）三月十九日、相州の彦根藩預
所村々へ他領への米穀の売り渡しを禁じる触れを出した。

史料3

当時江戸表之儀不穩時勢ニ有之、其上武食心遣之年柄ニ付、自然脇方
より御預所村々江米穀等買入度申談候共、決而売払候義者難相成候条
一統不洩様至急ニ可被御達置候、此段申達候、已上

(万延元年)
二月十九日

御郡奉行中

梅沢与次右衛門殿

右御達之趣奉承知此状江下ケ札御印致刻付を以相廻し、其段一村限り
申達留村より返却可被致候、已上

三月廿日

梅沢与次右衛門

村々名主中⁽¹⁷⁾

ここでは彦根藩預所村々に米穀の他領への売却を禁じる理由が「江戸表
不穩時勢ニ有之、其上武食心遣之年柄ニ付」とされていることに注目した
い。「江戸表不穩時勢」とは、明示こそされていないが、この月の三日に藩
主井伊直弼が暗殺された桜田門外の変が念頭にあったと思われる。この触
れは、変にともなう有事に備えた藩の兵糧確保、政治的不穩状況と穀物払

底の相乗効果による預所内の騒乱化防止などが目的であったと思われる⁽¹⁸⁾。

以上のように、開港にともなう物価の高騰は、様々な主体がこれを問題
視し、当地においては尊攘派浪士の横行や地域の不穩状況を懸念して治安
維持を念頭に置いた穀物価格抑制政策が実施されていた。関東取締出役の
津留政策もこうした文脈のなかで実施されたのである。

二 関東取締出役の相模湾津留政策

1 津留の開始

関東取締出役による相模湾の津留政策は、万延元年（一八六〇）冬ころ
に開始された。その発端は宿村からの出願であった。

史料4

乍恐以書付奉申上候

一 津留之儀、近年穀類高直、殊ニ物少ニ而難渋仕候間、程ヶ谷宿より
小田原宿迄宿々其外馬入村・当村申合、昨申年十一月中、関東御取
締御出役様石井銃之助様江相願上候処、書面御受取ニ相成、御伺中
之由ニ而、片瀬より小田原迄浦々津出之儀差扣居候様被仰渡、今以
差扣中ニ御座候、此段乍恐以書付奉申上候、以上

須賀村

文久元辛酉年三月

浦名主

七郎左衛門印

河野角左衛門様

評助

久津間庄輔様

与平次印

これによれば、万延元年一月、穀物の価格高騰・払底により保土ヶ谷

宿（横浜市）から小田原宿（小田原市）までの宿々と馬入村（平塚市）・須賀村が申し合わせ、関東取締出役石井鐘之助へ津留を出願し、その結果片瀬（藤沢市）から小田原までの浦々からの穀物の津留の停止を命じられたという。

今のところ津留を願う宿村の願書や、津留を命じる関東取締出役の触書類は見出せていない。しかし、他の史料にも「近来追々米価高直相成候二付、去ル申十一月中、小田原宿より程ヶ谷宿々より津留之儀御願上ヶ相成、追而御沙汰有之候迄津出し不仕候趣急度被仰付（史料10）」、「近来追々米価高直相成候二付、去申十一月中、小田原宿より保土ヶ谷宿迄之宿々より他国江出穀津留之儀、御願立二相成（史料11）」とあることから、津留が穀物価格高騰を問題とした宿村からの出願を発端としていることは確かと思われる。また、穀物の価格高騰・払底を理由に「他国」への津留を禁じていることから、津留は相模国内の穀物価格の統制を意図した政策であったといえる。

しかし、「御伺中之由ニ而」とあるように、津留は勘定所の正式な決裁を経たものではなく、保土ヶ谷宿に常駐する関東取締出役の裁量で実行されたと思われる。

なお、宿村による津留の出願時期については、「昨申年十月中小田原宿より程ヶ谷宿まで宿村申談之上、津留之儀関東御取締石井鑑之助様程ヶ谷宿御出役先江奉願候（史料12）」とか、「去ル申年九月中、津留御願申上置候（史料14）」など、一〇月または九月とする史料もあり、検討を要する。ただ、万延元年一〇月二六日に、柳島浦（茅ヶ崎市）に保管されている大豆・小麦・大麦など雑穀の俵数と、その所有者を書き上げた調書が関東取締出役に提出されており、この時期、関東取締出役が相模国内の湊に保管されている穀物に関心を高めていたことがうかがえる。

津留を出願した保土ヶ谷宿から小田原宿までの宿々と馬入村・須賀村は、宿場・渡し場・湊といった交通集落であり、交通労働従事者など多くの買食い層の人々が生活していた。これらの宿村が津留を出願した背景には、穀物価格の高騰が、かかる買食い層の人々の生活を圧迫し、打ちこわしなどの治安悪化を惹起するという懸念があったのであろう。

2 津留の影響

（1）商人からの訴え

関東取締出役による津留は、相模国内外に影響を与えた。その一つが取引先商人への商品未着によるトラブルである。

史料5

差上申御請書之事

一 先般私より駿府江川町米屋和助方え小麦并ニ大豆共都合八百俵売渡候所、津出以前関東御取締出役様方より御請之次第も有之故、及延引、既ニ買主より難渋之趣申上候二付、私義被召出御取調被成候、夫々御掛合之上、無滞津出し可仕旨被仰渡難有承知奉畏候、依之御受書差上申所、如件

万延二酉年正月廿四日

相州高座郡小和田村

百姓 増五郎

村役人惣代

組頭 林右衛門

江川太郎左衛門様

御役所

右之通、買主方より依頼御聞濟之上、請書被仰付候二付、写差遣し申

候、然ル上ハ御村方え津出し致し置候俵数之内、船積致し候様御取計可被成下候、以上

酉二月

右村役人惣代

組頭 林右衛門[㊦]

荷主 増五郎[㊦]

柳島浦

御名主中[㊦]

小和田村（茅ヶ崎市）増五郎が駿府江川町（静岡県静岡市）の米屋和助へ売却し、柳島浦に保管していた小麦・大豆計八〇〇俵の津出が、関東取締出役の津留の指示により延引された。この事態に「買主」Ⅱ米屋和助が「難波」を訴え、増五郎は代官江川太郎左衛門から取り調べを受けた。そして江川による各方面への「御掛合」で、津出が認められた。増五郎はこの旨を記した請書を万延二年（一八六一）正月二四日、江川代官へ提出するとともに、その写しを柳島浦名主へ示し、荷物の津出を依頼している。

ここから津留が相模国外への穀物商品の流通を阻害し、その結果、相模国外の買主から売主が訴えられるという事態が生じていることがわかる。また、訴えられた増五郎が江川太郎左衛門の取り調べを受けたのは、彼が住む小和田村が江川代官領であったためと思われるが、江川代官の介入で穀物の津出が認められたことに留意したい。

史料6

以配府申達候、然者沼津宿重三郎と申者、馬入村孝七方二而昨申年大豆四百俵・小麦四百俵買受、代金相渡置候処、其後小田原より程ヶ谷宿迄津留二相成候趣ヲ以、請取方難出来難涉仕候段、葦山御役所江願

立候二付、右御役所ニおひて孝七方御取糺も有之候処、右重三郎願意之通相違無之候、就而ハ其村并柳嶋村之処、取調呉候様葦山表より申越候二付、右之儀相心得居候役人老人、柳嶋村地頭衆御名前等相心得罷出候様此段申達候、以上

三月十三日

久津間庄輔

須賀村

河野角左衛門

名主中

昨年（万延元年）、馬入村孝七から購入し、代金も支払った大豆四〇〇俵・小麦四〇〇俵が津留により受け取れなくなったとして、沼津宿（静岡県沼津市）重三郎が江川太郎左衛門に訴えた。これにより孝七は江川の取り調べを受け、重三郎の訴えに相違がないことが確認された。そこで江川は、須賀村と柳島村についての取り調べを「おそらく、重三郎の荷物の津出の可否について―須賀村・馬入村の領主である小田原藩に依頼した。これを受け、文久元年（二月に改元、一八六一）三月一三日、小田原藩役人の久津間庄輔らは、事情を知る役人一人を、柳島村の領主の名前等を心得たうえで出頭させるよう須賀村名主に命じた。なお、沼津宿重三郎とは、沼津藩御用商人勝又重三郎と考えられ、普段から馬入村・須賀村と穀物取引をしていたと思われる。²²⁾

さて、ここでも重三郎の訴えを受けて江川代官が津留された穀物の津出に向けて動いている。しかし、沼津宿・馬入村・須賀村ともに江川代官領ではない。なぜ江川が重三郎のために動くのか不明だが、後述の事例から考えると、重三郎は江川の御用達をつとめていたのかもしれない。

史料7

乍恐以書付御届奉申上候御事

一当方御用達茂木佐平次儀、其方より小麦五百俵買請候処、須賀村・柳嶋之儀、関東取締出役より津留申付候趣二而、出船無之旨申越候段、佐平次申立二付、吉田僖平次江間合候処、津留申付候儀無之候旨申越候条、早々積送候様可致候、此書付追而可相返候、以上

江川太郎左衛門

菱沼村百姓

西八月十二日 役所御印

増五郎

名主

組頭

前書之通、御書付右増五郎并村役人差添持参仕候間、此段乍恐写書を以、御届奉申上候、以上

文久元西八月

須賀村

浦名主 七右衛門

与平次

評助

名主 繁右衛門

同 善兵衛

河野角左衛門様

久津間庄輔様

この史料の一つ書き部分は、須賀村の浦名主らが小田原藩役人へ届けた江川太郎左衛門の書付の写しである。もとは菱沼村増五郎らが須賀村へ持参したものである。菱沼村増五郎は先述の小和田村増五郎と同一人物である。菱沼村は小和田村の一部とされた集落である。

江川の書付の内容は次の通りである。江川の御用達をつとめる茂木佐平次が増五郎から小麦五〇〇俵を購入した。しかし、関東取締出役による津留のため購入した小麦が須賀・柳島から出港されず、このことを佐平次が江川に申し立てた。そこで、江川が関東取締出役吉田僖平次へ問い合わせたところ、吉田は津留を命じたことはない。「津留申付候儀無之候」と答えた。これにより文久元年八月二日、江川は増五郎に対して早急に佐平次へ小麦を出荷するように命じた。増五郎がこの書付の写しを須賀村に持参したのは、佐平次行きの荷物の津出を依頼するためであろう。この件については、次の史料から事情がより明らかになる。

史料8

乍恐以書付御届奉申上候御事

以手紙致啓上候、然は太郎左衛門御鉄炮方手附御用達下総国野田町住居茂木佐平次義、従来醬油造渡世罷在、右仕込小麦太郎左衛門支配所相州菱沼村酒名屋増五郎より五百俵御本口、同州鎌倉郡関野屋小右衛門より四百三拾俵買請候処、須賀・柳嶋両浦穀類関東御取締出役より津留相成出船無之、差支難洪之旨申之、別紙之通願書差出候二付、御取締出役江及掛合候処、右等之儀二付其筋江御同慮伺中二は候得共、別段改而津留申付候儀二無之旨申越候間、其段増五郎江申渡候、就は小右衛門とも同様御申渡御座候様致度存候、右之段可得御意、如此二御座候、以上

八月十三日

江川太郎左衛門手代

根本慎蔵

上村井善平

同人手代

柏木捨藏

中村清八

松岡正平

清浄光寺

御役僧中様

前書之通御書付、右小右衛門并宿役人差添持参いたし候間、此段乍恐
写書付を以御届ケ奉申上候、以上

須賀村

文久元酉年八月
〔虫損〕

河野様

久津間様

この史料の前段は、須賀村が小田原藩役人へ届けた江川太郎左衛門手代
の書簡で、宛先は清浄光寺役僧である。もとは関野屋小右衛門らが須賀村
へ持参したものである。小右衛門は藤沢宿の住民であり（史料9）、清浄光
寺はその領主である。

さて、江川手代の書簡から、茂木佐平次は江川太郎左衛門の「御鉄炮方
手附御用達」をつとめる下総国野田町（千葉県野田市）の醤油醸造家で、
醤油の原料として小麦を購入したことがわかる。相模国で産出される小麦
は「相州小麦」と呼ばれ、質の高い醤油原料として現在のキッコーマン株
式会社の前身となる野田の醤油醸造家たちがこぞって買い付けていた。⁽²³⁾茂
木佐平次家もキッコーマン株式会社の前身の一つである。佐平次は増五郎
だけでなく小右衛門からも小麦四五〇俵を購入しており、これも津留のた
めに出荷できずにいた。佐平次の申し立てを受けた江川代官が関東取締出
役に問い合わせたところ、「其筋」へ「伺中」であるが、とくに津留を命

じたわけではない——「別段改而津留申付候儀ニ無之」——との返答であった。
そこで、この旨を小右衛門に伝えるように領主清浄光寺へ依頼している。

先述の通り、津留開始時、津留は「御伺中之由」とされ、関東取締出役
の裁量で実施されていたと考えられる。それから一年近く経た文久元年八
月にいたっても津留は「伺中」とされたままだったのである。そのため、
関東取締出役は江川の問い合わせに対して、「津留は命じていない」と答え
ざるを得ず、津出を認めたのであろう。

また、江川が佐平次のために動いているのは、佐平次が江川の御用達を
つとめていたからであろう。ここから先述の沼津宿勝又重三郎も江川の御
用達であった可能性が考えられる。そして、ここに商人たちが御用達をつ
とめることの意味の一端がうかがえる。

史料9

乍恐以書付御届奉申上候御事

今般当浦津留之儀二付、

江川太郎左衛門様御代官所菱沼村増五郎并藤沢領藤沢宿小右衛門右両
人より別紙写書之通書面持参、津出之儀掛合有之候間、兼而津留被仰
付、〔虫損〕「関東御取締御出役重田孝一様・林咲右衛門様」〔虫損〕「宿御
用先江浦名主評助罷出相伺、差免之上取計申度候間、此段乍恐以書付
御届ケ奉申上候、以上

須賀村

文久元酉年八月

浦名主 与平次

地方名主 善兵衛

河野角左衛門様

久津間庄輔様

虫損が激しく意味を取り兼ねる部分もあるが、須賀村は増五郎・小右衛門が持参した書面を受け、茂木佐平次の荷物の津出許可を得るべく浦名主評助を関東取締出役のもとへ出頭させ、その旨を小田原藩へ報告した。なお、関東取締出役は「早々船積可致旨」を須賀村に命じた(史料13)。

(2) 決済の滞り

相模国外への穀物移出を禁じた津留政策だが、国内である三浦・浦賀方面への津出も禁じていたようである。

史料10

乍恐以書附奉願上候

大久保加賀守領分相州大住郡須賀村浦方名主七左衛門・同与頭弥右衛門奉申上候、近来追々米価高直相成候二付、去ル申十一月中、小田原宿より程ヶ谷宿々より津留之儀御願上ヶ相成、追而御沙汰有之候迄津出し不仕候趣急度被仰付、此段一同奉承伏畏候、然ル処、旧来より浦賀・三浦表商人共より糠・干か・塩之類商内取引仕来、右品々近在村々へ売捌キ、右代金之代り雑穀類引取候得共、兼而津出し出来不仕候処、右荷物浦賀・三浦表より買付置候ぬか・干か・塩之代金代り、同断差送り不仕候而者、当盆前諸勘定方ニ差支、甚々難渋至極仕候間、何卒格別之以御憐愍、津留之儀御宥免被成下置候様奉願上候、尤も浦賀・三浦表者同国内ニ而も近村同様ニ而、何れより海岸多、便利宜敷土地ニ付、津出し等入御聴候而は奉恐入候得共、全く同所より買請糠・干か・塩代金代り聊ツ、差送り候儀ニ御座候間、右願之通御聞濟被下置候ハ、一同相助り、莫太之御仁恵と一同難有仕合奉存候、此段乍恐以書附奉願上候、已上

文久元酉年七月

関東御取締

御出役中様

林咲右衛門様

重田孝一様

浦方名主 七左衛門

組頭 弥右衛門

従来、須賀村は三浦・浦賀表の商人から糠・干鰯・塩を購入し、それを近在の村々へ売っていた。その際、代金の代わりに雑穀類で取引していたが、津留によりその雑穀類が送れないため、盆前の決済ができず難渋していた。そこで文久元年七月、須賀村は三浦・浦賀方面への津留の解除を関東取締出役に願い出たのである。また、三浦・浦賀表は「同国内」「近村同様」であることを強調し、糠・干鰯・塩の代金代わりの分だけ雑穀を少しづつ送ることを願っている。津留は三浦・浦賀方面への穀物の津出も禁じていたのであり、糠・干鰯・塩の代金決済を穀物でおこなうという相模湾の商業慣行に支障をきたしたのである。

史料11

差上申御請書之事

大久保加賀守領分相州大住郡須賀村浦方名主七左衛門・繁右衛門奉申上候、近来追々米価高直相成候二付、去申十一月中、小田原宿より保土ヶ谷宿迄之宿々より他国江出穀津留之儀御願立ニ相成、追々御沙汰津出し不仕旨被仰渡、承知奉畏、然ル処、休来より浦賀・三浦商人共より、年々糠・干鰯・塩類商取引仕来、右品々近在江売捌、右代金之代ニ雑穀類引取置候得共、津留ニ相成居候故、右雑穀類他国積趣意ニ

無之同国内之義二付、浦賀・三浦江積出度旨願書を以奉伺候処、早速其筋江御伺被成下候処、他国ニ無之候而も浦賀其外江積出候義決而相成不申旨、今般御呼出し之上、嚴重被仰渡、承知奉畏候、已来被仰渡之趣、心得違不致様急度相守可申候、仍之御請書一札奉差上候処、如件

大久保加賀守領分

相州大住郡須賀村

浦方名主 七左衛門

文久元年七月

関東御取締御出役

重田孝一様

三浦・浦賀方面への穀物の津出について、須賀村は「他国積趣意ニ無之同国内之義」と相模国内での取引であることを強調したが、関東取締出役は、須賀村からの津出を「決而相成不申」と強く禁じた。

3 津留解除へ向けた動向と関東取締出役の提案

これまで見てきたように、津留は相模湾水運にかかる流通・経済活動を阻害した。津留は一年近く続けられたことが確認できるが、津留を出願した宿村も津留がこれほど長期化するとは想定していなかったかもしれない。とりわけ相模湾水運で生計を立てている須賀村では、津留の長期化の影響は大きかったと思われる。須賀村では文久元年六月下旬には、津留の解除に向けた動きがみられる。

史料12

乍恐以書付御届奉申上候御事

一近来米価高直物少二付、昨申年十月中、小田原宿より程ヶ谷宿まで宿村申談之上、津留之儀関東御取締石井鉾之助様程ヶ谷宿御出役先江奉願候処、追而御沙汰有之候迄津出し見合可申旨被仰渡候、然ル処、今般当村商人共殊之外難渋仕候趣申出候二付、当六月下旬、浦名主七左衛門・地方組頭弥右衛門、不取敢右之段関東御取廻り重田幸一様・林崎右衛門様程ヶ谷宿御出役先江罷出、浦賀并三浦辺江津出したし度段、口上ニ而奉伺候処、其御筋江御窺之上ならでは差免兼候旨被仰聞候間引取罷在候、然ル処七月十八日別紙写書之通御差紙至来仕候二付、則地方名主繁右衛門・浦名主七左衛門罷出候処、先月中願立置候津出し之儀、其筋江伺候処、時節柄決而不相成候趣被仰渡、以来心得違無之様可致旨ニ而請書差出候様被仰付候間、則別紙写書之通、御請書差上引取申候二付、此段乍恐以書付御届奉申上候、以上

須賀村

文久元酉年八月

浦名主

三人印

河野様

久津間様

これによれば、文久元年六月下旬、須賀村は「当村商人共殊之外難渋」を理由として、保土ヶ谷宿に常駐する関東取締出役に三浦・浦賀方面への津出を口頭で出願したという。史料11につながる動きであろう。須賀村の出願に対して関東取締出役の重田らは、「其筋江御伺之上」でなければ許可できないとして帰村させた。しかし、同じ頃、彼らは江川太郎左衛門に対して津留は「伺中」であり「別段改而津留申付候儀ニ無之」と答えている

ので(先述)、須賀村に二枚舌で応じていることがわかる。

さらに、関東取締出役は七月一八日に改めて須賀村名主ら呼び出し、津留解除は「時節柄決而不相成候趣」を申し渡した。ここで解除不許可の理由に「時節柄」が挙げられている。その具体的な内容は不明だが、七月一二日には米公使館の麻布善福寺が襲撃され、関東取締出役が管下の村々に逃亡犯の警戒と捕縛を命じている。²⁴「時節柄」認識の背景にはこうした尊攘派浪士の動向があったのかもしれない。また、関東取締出役はこの七月に、日照り続きによる早損を見越した米価高騰をけん制しており(史料2)、この点からも津留解除を許可することはできなかったと考えられる。江川代官に面と向かって津留を主張できないにもかかわらず、管轄下の人々に対して強い調子で津留を求める関東取締出役の姿勢には、管轄地域の穀物価格の高騰、それが惹起する治安悪化に対する彼らの懸念の強さがあるかがえる。

なお、このような関東取締出役の態度に失望してか、七月下旬には須賀村が「津留之儀二付、此節江戸表江願立候哉之風聞」が立っていた。須賀村は関東取締出役の頭越しに直接勘定所へ津留解除を訴えようと考えたのかもしれない。また、須賀村は関東取締出役への一連の出願に際して、領主である小田原藩に届け出をしていなかった。そのため、八月一〇日、前もって藩の指図を受けるべきであったとして、名主善兵衛・浦名主与平治・同評助に「押込」、組頭重右衛門・同源四郎に「急度叱り」が申し渡された。一方、関東取締出役も津留による経済的影響を抑えるべく、須賀村に提案を行っていた。

史料13

乍恐以書付御届奉上候事

先般御届奉申上候下総国野田町茂木佐平次儀、菱沼村増五郎より小麦五百俵、藤沢宿小右衛門より小麦四百三拾俵合九百三拾俵、右佐平次買請罷在候処、関東御取締御出役様より津留御伺中積出見合可申段被仰渡候処、今般佐平次より江川太郎左衛門様御役所江願立、須賀・柳嶋両浦有之候前書俵数積出可致旨、御書付持参致候二付、保土ヶ谷宿御取締御出役重田孝一様江前書之始末御届奉申上候処、早々船積可致旨被仰渡候、且当村方之儀、米相場等御尋付、所直段奉申上候処、当时上総国新米浦賀表出廻り、金壺両二付四斗六升位買入出来仕候趣被仰付、右米買受、其村限りニ小売方致候得は村為ニも相成、依而は近在江も相響、自然米相場も相弛可申哉被仰聞候、然ル処、右新米買入金差支候ハ、右代金丈之雑穀交易いたし候ハ、商人共も潤沢仕、就而は小前之もの迄一助ニも相成可申趣被仰渡候二付、帰村之上役人一同及相談候処、一同治定仕候二付、此段乍恐以書付御届奉申上候、何卒以御慈悲右之段、御聞濟被下置度奉願上候、以上

須賀村

文久元年辛酉年八月

浦名主 評助

名主 善兵衛

河野角左衛門様

与頭 弥右衛門

久津間庄輔様

関東取締出役の重田孝一は、須賀村に茂木佐平次の荷物の津出を命じた際、同村の米相場について尋ねた。須賀村が返答したところ、重田は現在上総国の新米が浦賀表に出回っており、一両につき四斗六升ほど購入で

きると伝え、この米を買い、須賀村に限って小売をすれば「村為」にもなり、近在へも影響して米相場が緩むのではないかと提案した。さらに、新米の購入資金に差支えるなら、その代金分だけの雑穀を交易すれば商人も小前も助かるのではないかと提案した。相模国内の米価引き下げと、津留による須賀村商人の難渋緩和をはかる一石二鳥の提案である。

須賀村では検討のうえ、この提案を受け入れることで一決し、小田原藩にその許可を願いだした。

文久元年九月になると、宿場も津留の解除に向けて動き出すようになった。

史料 14

以廻状申達候、然者追々雑穀類下落ニ相成候二付、去ル申年九月中津留御願申上置候得共、此節津明キ御免相願度候間、御一同御承知ニ候ハ、当宿并程ヶ谷宿ニ而惣代相勤、御内願申上度候間、有無御下札被成、留りより当宿方へ早々御返脚可被成候、此段御達申上候、以上

大磯宿

問屋 鈴木定右衛門

同 岩崎孫平

平塚宿 藤沢宿

須賀村 戸塚宿

馬入村 右留村

役人中様

この史料には作成年月が記されていないが、『御用留』の文久元年九月の記事中に記されていることから、同年九月作成の廻状と考えられる。雑穀類の値段が下落したので、大磯宿と保土ヶ谷宿が惣代となって「津明キ」

の許可を関東取締出役に内願したいと関係宿村に呼びかけている。残念ながらこれ以降については関係史料が見当たらず不明である。

この年、横浜からの主要輸出品目から雑穀が消滅した。これはアロー戦争の終結によると考えられている²⁵。穀物価格の下落もこれに連動したものであろう。ただ、戦争は万延元年九月一・二日（太陽暦では一〇月二四・二五日）の北京条約の締結で終結しており、戦争終結から穀物値段の下落が認識されるまで一年近くも経っている。その理由は不明だが、史料2でみた日照り続きによる早損を見越した相場が影響を与えていたのかもしれない。

おわりに

最後にこれまで述べてきたことをまとめ、残された課題を提示して本稿を終えたい。

関東取締出役による津留政策は、相模国内の穀物価格の高騰・払底に対処すべく実施された。穀物価格の高騰・払底は、アロー戦争で軍馬飼料に使われる雑穀の横浜からの大量輸出が要因と考えられる。相模国は横浜の後背地であり、穀物需要の増大に対応する調達先として払底状況はとりわけ強かったのではないだろうか。穀物価格の高騰・払底、それにとりま相模湾岸の津留は、相模国における横浜開港のファーストインパクトの一つといえよう。

津留は万延元年（一八六〇）冬ころ、保土ヶ谷宿から小田原宿までの宿々と馬入村・須賀村による出願が発端で、片瀬から小田原までの浦々からの穀物の津出が禁じられた。これらの宿村が津留を出願したのは、穀物価格の高騰がこれらの宿村内に多く住む買食い層の人々の生活を圧迫し、

地域の治安を悪化させると懸念したためと思われる。また、関東取締出役が津留の出願を受け入れたのは、穀物価格高騰による地域治安の悪化と開港後の政情不安に乗じて、尊攘派浪士が横行することを懸念したためであろう。折しも「別段御取締」のさなかであり、「時節柄」を理由に容易に解除されない津留には、物価政策であっても、関東取締出役の保土ヶ谷常駐にともなう治安対策としての意味が強かったと思われる。

さて、津留は穀物を購入した相模国外の商人への商品未着というトラブルを引き起こした。その際、穀物の津出を求める商人の申し立てを受けて、代官江川太郎左衛門が津留について関東取締出役に問い合わせをしている。これに対して関東取締出役は津留を命じたことはないと答え、問い合わせのあった穀物の津出を認めた。津留は勘定所など上位部局の裁可を得たものではなく、関東取締出役の独自裁量で実施されていたことがうかがえる。それゆえに関東取締出役は、江川に面と向かって津留の実施を主張できなかったであろう。なお、江川が商人の申し立てを受けて津留解除に動くのは、その商人が江川の御用達をつとめていたからと思われる。

また、津留は相模国外だけでなく三浦・浦賀方面への津出も禁じるものであった。須賀村では三浦・浦賀方面から購入した肥料や塩を、近在の村々へ売り、その決済を穀物でおこなっていた。そのため、三浦・浦賀方面へ穀物が送れなくなると決済が滞り、水運・商業で生計を営む須賀村にとって津留はその長期化も相まって死活問題となっていた。

そこで、文久元年（一八六一）六月下旬ころ、須賀村は津留解除に向けて動き出した。しかし、関東取締出役は「時節柄」を理由に津留解除を容易に許さなかった。「時節柄」という言葉の背景には、外国公使館を襲撃する尊攘派浪士の動向があったのかもしれない。一方、関東取締出役も須賀村の難渋を察して、上総米を購入し、それを近在へ販売することで米相場

の下落をはかるとともに、その米の購入代金分だけ雑穀交易をおこなうことを提案した。

津留がいつ解除されたのかは不明だが、文久元年九月には穀物価格の下落を背景に、保土ヶ谷宿・大磯宿を中心として津留解除の出願にむけた動きがみられるようになる。

さて、今後の課題であるが、まずは関連史料の調査があげられよう。現在、この津留については、浦田家文書の『御用留』の記述が、知られることのほとんどすべてである。しかし、本稿でも掲げたように、それ以外の史料にも関係する記述が散見される。今後、史料調査により、新たな関連史料が発見される可能性は大いにあると思われる。そのうえで、津留の内実や実施過程、相模国内外の商人・経済への影響など、より詳細な分析が必要とされよう。

【付記】

本稿は、二〇〇九年一〇月二四日、東海大学で開催された横浜開港一五〇周年記念シンポジウム「地域から考える横浜開港」（東海大学文学部歴史学科日本史専攻主催）における報告「幕末期相模国中央部の経済と社会―相模湾の津留政策をめぐって―」をもとに成稿したものである。同シンポジウムの準備にあたっては「開港期の相武地域史研究会」が発足され、筆者もその末席に加えていただき、研究がすすめられた。シンポジウム報告及び本稿作成にあたっては、同会の方々から多大なご教示を受けた。記して謝意を表したい。

なお、同シンポジウムについては、開港期の相武地域史研究会編『横浜開港一五〇周年記念シンポジウム地域から考える横浜開港報告書』（東海大学文学部歴史学科日本史専攻、二〇一〇年）を参照いただきたい。

註

- (1) 一八六〇年一月二日付『ニューヨーク・タイムズ』(国際ニュース事典出版委員会『国際ニュース事典外国新聞にみる日本①』、毎日コミュニケーションズ、一九八九年)。
- (2) 熊澤徹「アロー戦争と日本——一八六〇年の英仏連合軍の軍用馬輸出一件——」(横浜対外関係史研究会・横浜開港資料館編『横浜英仏駐屯軍と外国人居留地』東京堂出版、一九九九年)。
- (3) 西川武臣『江戸内湾の港と流通』(岩田書院、一九九三年)・同『横浜開港と交通の近代化』(日本経済評論社、二〇〇四年)。
- (4) 横山伊徳「横浜十里四方遊歩問題と改革組合村」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢 下巻』吉川弘文館、一九八四年)・小松修「幕末横浜在留外国人遊歩地と見張番屋」(『史叢』三一、一九八三年)・同「幕末期横浜周辺の取締について」(村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年)・同「関東取締出役と情報収集」(『神奈川県立公文書館紀要』五、二〇〇四年)・岩橋清美「横浜遊歩地域における見張番屋と組合村」(『法政史学』一七、一九八九年)・佐藤隆一「幕末の関東取締について」(『三浦古文化』五四、一九九四年)・同「幕末井伊政権による水戸風聞探索書」(『茨城県史研究』八三、一九九九年)・同「將軍上洛をめぐる老中水野忠精の情報収集」(横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『幕末維新期の治安と情報』大河書房、二〇〇三年)・牛米努「幕末期の関東取締出役」(関東取締出役研究会編『関東取締出役』二〇〇五年、岩田書院)など。
- (5) 神奈川県立公文書館写真製本浦田公氏所蔵資料3・2A『御用留』なお、本史料は平塚市博物館古文書講読会編『古文書講読会会報』四(二〇一二年)で、全文翻刻されている。
- (6) 近世の須賀村と相模川・相模湾水運については、拙稿「近世相模川・相模湾水運における須賀村の位置」(『平塚市博物館研究報告 自然と文化』三六、二〇一三年)参照。
- (7) 森安彦『幕藩制国家の基礎構造——村落構造の展開と農民闘争——』(吉川弘文館、一九八一年)・吉岡孝「関東取締出役成立についての再検討」(『日本歴史』六三一、二〇〇〇年)・桜井昭男「関東取締出役と改革組合村」(藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版社、二〇〇一年)・同「文政・天保期の関東取締出役」(関東取締出役研究会編『関東取締出役』二〇〇五年、岩田書院)など。
- (8) 大口勇次郎「天保七年『旧弊改革』と関東取締出役」(『信濃』四五九、一九八八年)のち、同『徳川時代の社会史』(吉川弘文館、二〇〇一年)に所収)。
- (9) 『神奈川県史 資料編10 近世(7)』No.四一七。
- (10) 『神奈川県史 資料編10 近世(7)』No.四四〇。
- (11) 前掲註(4)の諸論文。
- (12) 前掲註(7)吉岡論文。
- (13) 『寒川町史3 資料編近世(3)』No.一八八。
- (14) なお、関東取締出役は八月にも「近頃米価引上り候ニ付」として「廻村之上夫々探索」し、「糶買等いたし候者有之候ハ、召捕」えると触れを出している(神奈川県立公文書館蔵武蔵国橋樹郡神大寺村(横浜市神奈川区)北村家文書4『御用留帳』)。
- (15) 『寒川町史3 資料編近世(3)』No.一九一。
- (16) 『神奈川県史 資料編10 近世(7)』No.四四八。
- (17) 『藤沢市史料集(四) 相模国鎌倉郡片瀬村「御用留」(2)』No.六一〇。
- (18) 井伊直弼の死亡は、閏三月三〇日に病死と公表された。
- (19) 藤間雄蔵家文書No.三二九。なお、この時二〇九二俵の雑穀が同浦の甚七を預り主として保管されていた。
- (20) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No.九五。
- (21) 『沼津市史 通史編 近世』。
- (22) 須賀村の廻船問屋浦田村右衛門が、勝又重三郎行きの大豆・小麦計四五〇俵を馬入村安藤豊吉へ預けたことを示す年不詳の預り証(浦田弘家文書A—六四)が存在する。拙稿「相模国大住郡須賀村廻船関係史料—浦田弘家文書」(『平塚市博物館研究報告 自然と文化』三三三号、二〇一〇年)参照。
- (23) 前掲註(6)拙稿。
- (24) 神奈川県立公文書館蔵武蔵国橋樹郡神大寺村(横浜市神奈川区)北村家文書5『御用留』。
- (25) 前掲註(3)西川著書。